

# 届書の書き方 離婚届

届書の文字は略さず、丁寧に書いて下さい。

平成 0年 0月 0日届出

川崎市〇〇区 長 殿

届出する年月日を書いて下さい

受理 平成 年 月 日	送付 平成 年 月 日
第 号	第 号
書類調査	戸籍記載
記載調査	調査票
附票	住民票
通知	

氏名	夫 川崎 一郎	妻 川崎 花子
生年	昭和43年 3月 17日	昭和45年 9月 27日
住所	川崎市川崎区東田町 8番地	川崎市幸区戸手本町 1丁目11番地
本籍	川崎市多摩区登戸1785番地	
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏に	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地 1番地	
同居の期間	平成9年10月から平成20年12月まで	
別居する前の住	川崎市川崎区東田町 8番地	
夫婦の職業	夫の職業	妻の職業

1. 黒インクのペンまたは黒のボールペンで、ていねいに書いて下さい。
2. 届出人および証人の署名欄は、必ず本人が自署して下さい。
3. この届は、閉庁日（土曜日・日曜日および祝日）でも届けることができます。閉庁日の受付窓口は、区役所の守衛室になります。

協議離婚のときは、証人が必要です。  
証人は、離婚の事実を知っている人で、18歳以上の方であれば親・兄弟姉妹どなたでも結構ですが、必ず二人分必要です

証人	（協議離婚のときだけ必要です）	
署名押印	宮前 孝太郎	中原 和子
生年月日	昭和10年 10月 10日	昭和18年 12月 12日
住所	川崎市宮前区宮前平 2丁目20番地 5号	川崎市中原区小杉町 3丁目245番地
本籍	川崎市宮前区東有馬 2丁目20番地	東京都新宿区西新宿 2丁目8番地

父母が現在、婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名前だけを書いて下さい。また、離婚その他で父母の氏が違うときは、変更後の氏を書いて下さい。

離婚後においても、今までの氏を引き続き称したいときは、離婚の日から3ヶ月以内であれば、裁判所の許可がなくても届出をすることができます。  
離婚届と同時に届出をする場合は、この欄には何も記載しないで、別の届出用紙（戸籍法77条の2の届書）に記入して提出して下さい。

未成年の子がいるとき、夫妻のどちらが親権を行うのか、子の氏名を書いて下さい

届出人夫妻および証人の印鑑は、同姓でも異なる印鑑を使用して下さい。

国民健康保険加入者は、保険証を持参して下さい

届出に必要なもの	
記載事項証明書（戸籍謄本・抄本）	1通（本籍地へ届出の場合は不要です）
協議離婚のとき	証人二人の署名押印
調停離婚のとき	調停調書のとう本
審判離婚のとき（判決 〃）	審判書のとう本と確定証明書（判決書 〃）
届出人の印鑑	〇（訂正印として）
国民健康保険証（加入者）	〇（氏の訂正など）

※ 記入方法および添付書類などの詳細は、直接窓口か、電話にてお問い合わせ下さい。  
〒216-8570 川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5  
川崎市宮前区役所 区民課戸籍係 TEL 044(856)3147~8